

13 農林水産業関係

ア 農業

(ア) 担い手、農地政策

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認定農業者制度の運用改善 (農林水産省)	<p>a 農業経営改善計画の認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合があるが、これが公開されていないため、市町村における認定審査の基準が不透明になり、よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じているケースも見受けられる。</p> <p>したがって、認定手続きの透明性を確保するため、認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合には、当該基準を公開するよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)の一部改正】</p> <p>b よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じている状況を改善するため、既に一部の市町村において実施している認定審査における第三者機関の設置・第三者機関からの意見聴取が全国的に行われるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」(平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知)の一部改正】</p> <p>c 真に経営努力を継続した者のみが再認定されるよう、再認定においては、経営努力の判断基準として、従前の計画に係る経営規模、所得、労働時間等の目標の達成状況を把握し、その要因を分析した上で、再認定の可否を判断するよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知)の一部改正】</p>	改定・農水 ア(ア) a	措置済		
		改定・農水 ア(ア) b	措置済		
		改定・農水 ア(ア) c	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>d 現在、農林水産省経営局長通知（平成18年6月27日付け18経営第2053号）において、市町村は、認定に係る全ての農業経営改善計画について、原則として毎年（少なくとも当該計画の有効期間の中間年には必ず）当該計画を検証し、取組が不十分である場合は、指導・助言その他の支援を実施することとなっており、それを受けた認定農業者に改善が見られない場合には、「適切に認定の取消しを行うことが望ましい」とされているが、経営改善に取り組む意欲がない農業者を認定農業者として支援することは政策の意図を歪めることになることから、認定の取消しについては、適切に運用されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について」（平成15年9月26日付け15経営第3399号農林水産省経営局経営政策課長通知）の一部改正】</p>	改定・農水 ア(ア) d	措置済		
認定農業者制度の適切な運用 (農林水産省)	<p>a 市町村において制度の趣旨に沿った運用がなされているかなどを含めて、認定農業者の農業経営改善計画の達成状況を把握し、必要に応じて改善に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>【「認定農業者の経営改善状況調査の実施について」（平成20年12月11日付け20経営第5258号農林水産省経営局経営政策課長通知）】</p> <p>b 認定農業者の認定においては、一律的に規模の拡大のみを要件としているものではないということを改めて周知する。</p> <p>併せて、市町村において農業経営の改善に関する目標を総合的に判断して認定がなされるよう、判断基準の明確化を図る。</p>	改定・農水 ア(ア) a	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
水田・畑作経営所得安定対策の対象農業者の要件の周知 (農林水産省)	水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）においては、一律的に経営面積のみを要件としているものではないということを改めて周知する。	改定・農水ア(ア)	措置済		
農林水産省における農業経営相談窓口の周知徹底 (農林水産省)	認定農業者制度や水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）等の農業経営に係る国の施策、制度に関する相談については、既に農林水産省に経営相談窓口を設置して農業経営者の経営相談を受けているところであり、個別事案についても相談を受け付けているが、農業経営者には十分周知されていないとの指摘がある。 したがって、これら経営相談窓口の存在と、経営相談窓口において個別事案についても相談を受け付けていることを改めて周知徹底する。	改定・農水ア(ア)	措置済		
経営対策・担い手対策全般の見直し (農林水産省)	<p>a 政策目的の達成等の把握に向けた検証の徹底</p> <p>現在講じている経営対策・担い手対策、また、今後講じる経営対策・担い手対策について、その政策目的が達成されているかのみならず、農業経営の収益性の向上にどれほど寄与しているかについても検証できるよう、その手法を検討し、結論を得る。</p> <p>b 経営・事業計画の提出を求める経営対策・担い手対策の実効性の確保</p> <p>経営者の能力については、提出される書類の審査だけでは十分に把握できない部分もあることから、経営対策・担い手対策の実効性を確保するため、どのような手法がとれるのか、その在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>併せて、計画の実現に向けて、経営改善が必要な場合に、課題に応じて専門家等からのアドバイスなどが受けられるようサポート体制を強化する。</p>	重点・農水(1)ア(ア)			措置

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農地政策全般の再構築に係る検討・検証 (農林水産省)	c 自立を目指す担い手の経営発展に向けた支援策の充実 先進的かつ広域的な農業経営者の実態を把握し、その結果によって必要な支援策を検討する。 併せて、検討内容について、当該年度に公表する。	重点・農水 (1) ア (ウ)			措置
	d 担い手経営展開支援リース事業の事業内容の周知 担い手経営展開リース事業について、認定農業者であっても、地域内の農用地を一定以上利用集積する者であれば「地域貢献農業者支援特別型」の対象となり得ることを農業経営者や指導機関等に広く周知する。	重点・農水 (1) エ (ア)			平成21年中措置
農地の長期安定利用スキームの設定 (農林水産省)	農地の流動化及び規模拡大について賃貸借によるものが主流であるという実態を踏まえ、利用集積を加速化するために、所有と利用を分離し、経営的利用を更に促進し、利用本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築に向けて検証・検討を行う。 その際には、農地を農地として利用することを前提に、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営が可能となる観点も念頭に置いて、検証・検討を行う。 (第 171 回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)	改定・農水 ア(ア)	検討開始	法案提出	
	現行制度においても20年までの利用権の設定や賃貸借契約が可能である旨の周知徹底を図り、設定期間及び契約期間の長期化に取り組む。 【「農用地の賃貸借の存続期間の取扱いについて」(平成 18 年 10 月 31 日付け農林水産省経営局構造改善課通知)】	改定・農水 ア(ア)	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
主体を問わない農地利用の促進 (農林水産省)	現在、特定法人貸付事業において、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できることとなっているが、参入区域（市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定）内であれば農地に制限はないにも拘らず、リースのできる農地が耕作放棄地に限られるといった誤解や農地情報が不足しているといった指摘がある。農業分野において新規参入の積極化が求められる中、農業経営に意欲的な一般法人の新規参入を促進するため、耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることの周知徹底を図るとともに、一般法人の農業参入に資する農地情報を提供する仕組みを構築する。	改定・農水ア(ア)	措置済		
農地賃貸借に係る改善 (農林水産省)	借り手となる農業経営者の経営安定に向け、農地の賃貸借の解約については、原則認められないこと、また、賃借権の内容については、特約を含め設定時に明文化することを周知する。	改定・農水ア(ア) a	措置済		
優良農地の確保、耕作放棄地の解消 (農林水産省)	<p>a 耕作放棄地については、これまで実態調査を行い、解消に向けた取組が求められているものの、その増加に歯止めがかかっておらず、また、農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長の勧告等の法的規制の発動も低調である。</p> <p>したがって、農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長の勧告等の法的規制について、法律に基づく発動基準をガイドライン等で具体的に示して、周知する。</p> <p>併せて、解消計画に基づく対策と法的規制の発動が連携して行われるよう必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水ア(ア) a	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 優良農地の確保を図るために、農振農用地区域への編入を促進し、関係機関の指導による営農再開等の解消方策を着実に推進するとともに、それでも農振農用地区域外に留まる耕作放棄地については、農業利用に最大限努める一方で、長期遊休化し農業利用が困難と判断された耕作放棄地については、植林等非農業利用へ促す。</p> <p>【「耕作放棄地全体調査要領の策定について」 (平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>【「耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について」(平成20年4月15日付け19農振第2126号農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>【「「非農地」と決定された土地に關し農用地区域に残置するか否かの判断基準の策定について」(平成20年4月15日付け19農振第2127号農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>【「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」 (平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知)】</p>	改定・農水 ア(ア) b	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農地政策改革における論点整理及びその公表 (農林水産省)	<p>次に掲げる論点について、検討の方向性が明らかになった段階で公表する。</p> <p>(ア) 委任・代理で農地を集めて農業者に面的にまとまった形で再配分する仕組みの対象とする地域について</p> <p>(イ) 委任・代理で面的集積を行う仕組みにおいてその役割を担う者と、従来から利用調整の役割を担っていた者の役割分担について</p> <p>(ウ) 農地の流動化の促進に向け、農地の貸し手の安心感を向上させる観点等から整備すべき機能について</p> <p>(エ) 新たな農地制度に即した農地税制の見直しについて</p> <p>【平成20年12月3日に「農地改革プラン」を公表】</p>	改定・農水 ア(ア)		措置済	
農地関連法の見直し (農林水産省)	<p>従来より、農地関連法について、複雑で分かりにくい等の意見が寄せられている。農地法(昭和27年法律第229号)については、現状に合っていない規定や使われていない規定について見直し、より分かりやすいものとする。</p> <p>(第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)</p>	重点・農水 (1) ア 〔改定・農水ア(ア)〕		法案提出	
農地の有効利用のための意欲ある者の参入促進 (農林水産省)	<p>現在の農業経営においては、所有ではなく利用による規模拡大がスタンダード化しているという現実的なニーズに即し、農地の利用により、経営基盤の確保を容易にするとともに、それにより、個人を含め、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営を展開する可能性を拡大することが必要である。</p> <p>したがって、農地利用に関して、参入規制の在り方を検討し、個人・法人で農業に意欲ある者の参入を促進する。</p> <p>(第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)</p>	重点・農水 (1) イ		法案提出	

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農地政策改革 の実施 (農林水産省)	a 農地情報のデータベース化・オープン化 規模拡大や新規参入等に必要な農地情報(貸出農地、賃借料等)をデータベース化し、全国どこから誰でもアクセスできるようオープン化する。	重点・農水 (1) ウ (ア)[改定・農水ア (ア)]	措置済		
	b 面的集積の実効性の確保 面的集積を行う仕組みについては、特定の者による恣意的な判断の排除や決定過程の透明性が確保されるよう一定の利用・集積ルールを整備するとともに、コーディネーターとして面的集積の役割を担う者については、地域の総合的な土地利用の観点から、継続的な利用調整活動が可能である等、その役割を十分果たし得る者が担う。 併せて、従来より農地の利用調整機能を担ってきた農業委員会とコーディネーターとして面的集積の役割を担う者との役割分担を明確化する。 (第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)	重点・農水 (1) ウ (イ)[改定・農水ア (ア) a・ 改定・農水ア (ア) b]	法案提出		
	c 賃貸借期間の長期化等 多様化する農業経営の安定を支援すべく、20年を超える長期間の賃貸借を可能とする。 併せて、農地の流動化の促進に向け、農地の貸手・借手の相互の安心感を向上させる機能も措置する。 (第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)	重点・農水 (1) ウ (ウ)[改定・農水ア (ア) b]	法案提出		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>d 耕作放棄地の解消</p> <p>耕作放棄地については、農業経営基盤強化促進法に基づき、その所有者に対して、市町村長の勧告等の法的規制を発動し、適正利用を求めることがなっており、それに従わない場合は、市町村長が必要な措置（草刈り、土石の排除等）の代執行を行うほか、都道府県知事が他の者に特定利用権を認める裁定等を行うこととなっているが、法的規制の発動は低調に止まっている。</p> <p>したがって、耕作放棄地の解消のための法的規制について、より実効性の高い仕組みにする。</p> <p>（第171回国会に関係法案（農地法等の一部を改正する法律案）提出）</p>	重点・農水 (1) ウ (工)[改定・農水ア (ア) a]		法案提出	
農業生産法人の出資に係る特例措置の周知徹底等 (農林水産省)	<p>農業生産法人は、関連事業者等から総議決権の1/4まで出資を受けることが可能であり、また、認定農業者となれば総議決権の1/2未満まで出資を受けることが可能であるが、現状をみると、必ずしもこれらを十分に活用しているとは言い難く、これらの活用について周知徹底を図る。</p> <p>また、可能なものについては、農業生産法人の農業経営の発展に資するような運用改善の検討を行う。</p> <p>【「農業生産法人の出資に係る特例措置の周知徹底について」（平成20年9月25日付け経営局構造改善課長補佐通知）】</p>	改定・農水 ア(ア)	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業生産法人要件の見直し (農林水産省)	<p>狭い国土の中で高密度な社会経済活動が営まれている我が国においては、農地の権利取得に際して、権利を取得しようとする者が適切に農業を行う見込みがある法人として、農業生産法人の要件が課されている。</p> <p>一方、近年の米価の下落など経営を取り巻く状況は厳しく、農業生産法人の要件について、食品関連事業者等の異業種との連携の強化や資本の充実を図る観点から、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるという性格は維持しつつ、可能なものについては見直す。</p> <p>(第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)</p>	重点・農水 (1) 工		法 案 提 出	
農業委員会の在り方の見直し (農林水産省)	<p>a 認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なる農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。</p> <p>【「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について」(平成19年3月27日付け18農振第1942号農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>b 農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるよう改める。</p> <p>【「農業委員会の選任委員の選定について」(平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知)の一部改正】</p>	改定・農水 ア(ア) a	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c 農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員に、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。</p> <p>【「農業委員会の選任委員の選定について」(平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知)の一部改正】</p>	改定・農水 ア(ア) c	措置済		
農業委員会の改革 (農林水産省)	<p>a 農業委員会の機能の実効性の確保 今後、農業委員会においては、法令に基づく許可業務については透明性を確保しながら公正公平な判断が行われるよう、許可の審査等に係る判断根拠、審議内容を明らかにするとともに、耕作放棄地への指導等の法令に基づく業務以外の業務については、目標を設定の上、積極的に取り組み、具体的な成果を積み上げるような取組を行う。</p> <p>【「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知)】</p>	重点・農水 (1) オ (ア) [改定・農水ア(ア)]	措置済		

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 所有・利用に関する透明性の確保</p> <p>農業委員会における農地の所有・利用に関する許可是、農地法第3条に基づき、農地の所有等をする者が農地として適切に利用するか否かをチェックするために、営農計画書等の提出を求め、農業経営に必要な農機具の手当を含めて申請内容を判断しているが、農業経営者より、農地を農業上適切に利用することのチェックは必要としても、農業用機械の確保の状況や経営計画等の審査について、硬直的な運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、農地の所有や利用に関する許可について、申請者に過分な負担をかけることのないようにするとともに、硬直的な運用がなされないように許可の審査に係る判断根拠を明確にする等透明性の確保に努める。</p> <p>【「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知)】</p>	重点・農水 (1) オ (イ)	措置済		
	<p>c 農地の利用調整に係る透明性の確保</p> <p>農業委員会の農地に関する利用調整に係る斡旋は、農業上の利用が確保され、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようにしなければならないが、恣意的な利用調整が行われてはならない。</p> <p>したがって、農地の斡旋に係る基準の公表等、利用調整に係る透明性の確保に努める。</p>	重点・農水 (1) オ (ウ)		措置	

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
d 農地の仮登記に係る実態把握	農地については、農業者以外の者が農地に仮登記をしている事例が相当数あり、耕作放棄されているとの指摘がある。これは、農業者以外の者が将来的な農地転用による開発行為を期待して仮登記をしているものが多いと考えられる。 したがって、仮登記の現状を調査し、その結果を公表するとともに、必要に応じて農地が有効に利用されるための対策を講じる。	重点・農水 (1) オ (工)			措置
e 違反転用への対応強化及び防止措置の強化	違反転用に対する措置(原状回復命令等)は、都道府県知事の権限だが、農業委員会も、違反転用情報の知事への提供や知事による是正指導等への支援等の役割を担っている。 したがって、農業委員会においては、これらの取組を強化し、違反転用への対応を強化する。 併せて、違反転用の防止に向け、必要な措置を講じる。 (第171回国会に関係法案(農地法等の一部を改正する法律案)提出)	重点・農水 (1) オ (オ)			法案提出
f 標準売買価格の廃止	農業委員会は標準小作料以外に、参考情報として標準売買価格を設定し自主的に提示している場合があるが、標準小作料制度とともに標準売買価格が提示されていたため、農業現場において、スタンダード価格として理解されている場合もある。 したがって、標準売買価格があくまで参考情報にすぎないことを明確にさせるために、必要な措置を講じる。	重点・農水 (1) オ (カ)			措置

事項名	措置内容	事項名	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業経営の多角化に向けた転用基準の周知徹底 (農林水産省)	<p>農業経営の多様化に向けた転用について、農地転用許可制度上配慮がなされているものの、これが農業現場において浸透していないのが実態である。農業経営者及び農業委員において、このような転用が可能であるとの認識が乏しく、必ずしも周知されているとは言えない状況にある。さらに、例え、農業経営者において転用が可能であると認識していても、農業委員会において、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないか否かの判断が困難であるとの理由によって転用ができないとの指摘もある。</p> <p>したがって、農業経営の多様化に向けた農地転用許可制度について、改めて周知徹底する。</p>	改定・農水ア(ア)	措置済		

(イ) 農協、農業金融、農業共済等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農協の経済事業改革等の推進 (農林水産省)	<p>全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。</p>	改定・農水ア(イ)	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農協の内部 管理態勢の 強化 (農林水産省)	a 農協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、引き続き内部統制の強化に取り組む。	改定・農水 ア(イ) a	逐次実施		
	b 特に、コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】	改定・農水 ア(イ) b	措置済		
農協の不公正な取引方法等への対応強化 (公正取引委員会、農林水産省) (農林水産省)	a 独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図る。 【「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の周知等について（平成19年4月18日付け公経整第19号、19経営第230号、公正取引委員会経済取引局長、農林水産省経営局長連名通知）】	改定・農水 ア(イ) a	措置済		
	b 同計画において、「農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することができないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。」とされていることについては、平成19年度以降も逐次実施する。	改定・農水 ア(イ) b	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(公正取引委員会、農林水産省)	c 公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、農協組合員、農業者の組織する団体等が農協に苦情について情報提供したり、農協が法令順守の観点から相談したりしやすくするため、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対して、苦情受付・相談方法及び相談窓口の周知徹底を図るとともに、苦情・相談について協力して対応するなど、所要の措置を講ずる。	改定・農水 ア(イ) c	措置済		
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会)	農業分野全般において、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	改定・農水 ア(イ)	逐次実施		
農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善 (農林水産省)	a 全中に他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、説明書類の雰形を作成させ、周知させるなど一層の比較可能性を高めるよう所要の措置を講ずる。	改定・農水 ア(イ) a	措置済		
	b 組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、農協は、他の金融機関におけるホームページ上の説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的開示を行うことが必要である。この自主的開示について、全中に農協に対し指導させるよう、必要な措置を講ずる。 【「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】	改定・農水 ア(イ) b	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c 全中に部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示、更なる部門別の資産の情報提供を指導させるなど、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について】（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】</p>	改定・農水 ア(イ) c	措置済		
組合員に対する的確な情報開示の実施 (農林水産省)	<p>これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について】（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】</p>	改定・農水 ア(イ)	措置済		
信用事業を行う農協における情報開示の強化及び信用事業を対象とした金融庁検査の実施 (農林水産省)	<p>a 事業別の情報開示の徹底</p> <p>信用事業を行う農協については、事業別の資産の状況の開示を一層進めるとともに、情報開示の取組が各農協において定着していくよう周知・徹底する。</p>	重点・農水 (1) ア (ア)		平成21年中措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(農林水産省)	b 貯金者保護に向けた情報開示の充実 貯金者においては、銀行等と同様に信用事業のみを対象とした自己資本比率が算出されていると誤解している場合も考えられることから、当該算出の方法で自己資本比率を計算していることについて、自主的な情報開示を促す。	重点・農水 (1) ア (イ)			平成21年中措置
(農林水産省・金融庁)	c 金融庁検査の実施 都道府県知事が金融庁検査を要請する枠組みについて、農林水産省と金融庁が連携して、当該枠組みを機能させその実効性を高める運用面の方策について検討し、結論を得る。	重点・農水 (1) ア (ウ)			平成21年中措置
員内・員外取引の区分 (農林水産省)	農林水産省は、「農協等の事業者が事業を行う上で法令を遵守することは当然の義務であり、この観点から、当面は信用事業の員外利用規制の遵守の実態についての定期的な調査を行っていくこととしており、問題がある場合には都道府県に対して是正指導の徹底を要請していく」との見解を示している。 したがって、今後ともこの考え方沿って、員外利用規制の遵守についての指導の徹底を図る。 併せて、信用事業の員外利用規制の遵守の実態についての定期的な調査結果については、違反農協において組合員等に対して公表する。	重点・農水 (1) イ			平成21年中措置
中央会監査の在り方についての検討 (農林水産省)	全中の一組織であるJA全国監査機構が実施している中央会監査について、様々な角度から、組合員、貯金者等が納得する監査の在り方について検討を行う。	改定・農水 ア(イ)	検討開始	措置済	
全中監査の一層の質の向上 (農林水産省)	農協における今後の監査については、全中が監査責任を負う中で、監査への公認会計士の帯同の拡大等公認会計士の更なる活用による会計監査の一層の質の向上、農協の全般的な事業体制をチェックするための業務監査の充実等、具体的な目標と取組スケジュールに沿って自主的かつ計画的な取組がなされるよう促す。	重点・農水 (1) ウ			平成21年中措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤理事の兼職・兼業制限の適正化(農林水産省)	農協の常勤理事による的確な事業運営や農協の業務の健全かつ適切な運営を担保するため、今後とも兼職・兼業規制が徹底されるよう努める。 併せて、今般省令改正された、農協の常勤理事についての中央会の役員との常勤による兼職の禁止措置については、この省令が施行される平成21年4月以降、改正趣旨が個々の農協に十分に定着するよう、的確な指導を行う。	重点・農水 (1) 工			平成21年中措置
中小企業信用保険における対象事業の見直しと農業信用保証保険との連携強化による農業経営者等の資金調達の円滑化の促進(経済産業省、農林水産省)	a 農協以外の金融機関からの資金調達を求める農業経営者が信用保証協会の保証利用を希望した場合等で、信用保証協会において引受けの可否の判断がつかないような場合には、農業信用基金協会に連絡、相談するなど、農業経営者の資金調達の円滑化が図られるよう中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携の強化を図る。 【「農業信用保証保険制度の適正な運営について」(平成19年9月3日付け19経営第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知)】	改定・農水 ア(イ) a	措置済		
	b 現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定されているが、昨今の農業の多様化に伴い、経済産業省は多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討する。	改定・農水 ア(イ) b	検討	結論	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(経済産業省)	c 建設業者が農作業の一部を受注するようなケースが増加している。このような農業サポート事業への新規参入が積極化するよう、他産業から農業サポート事業に参入した事業者を信用保険の対象とすることについての必要性・妥当性について検討を行う。	改定・農水 ア(イ) c	検討	結論	
農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大 (農林水産省)	a 信用組合も農業信用保証保険制度の利用対象融資機関とする方向で見直す。	改定・農水 ア(イ) a	措置済		
	b 農業信用保証保険制度について、農協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。	改定・農水 ア(イ) b	措置済		
中小企業信用保険の対象事業の明確化 (経済産業省)	中小企業信用保険において、農林漁業者でも利用できる事業範囲を明確にするとともに、農林漁業者の理解が進むよう、生産活動以外の関連事業の定義及び具体例を示し、農林漁業者及び金融機関に周知する。	重点・農水 (4) ア		平成21年中措置	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)の取扱いの適正化 (農林水産省)	スーパーS資金の取扱いについて、地域の農業信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担当する担当者に誤解が生じていることも考えられるところから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされるよう、改めて必要な措置を講ずる。 【「農業信用保証保険制度の適正な運営について」(平成19年9月3日付け19 経第3447号 農林水産省経営局金融調整課長通知】	改定・農水 ア(イ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討及びその公表 (農林水産省)	<p>農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。</p> <p>農林水産省においては、金融機関（農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関）、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等を検討しているところである。</p> <p>農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊の課題であることは言うまでもない。このため、現在、上記検討会で行われている農業金融の円滑化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の内容、具体的な事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行う。</p>	改定・農水 ア(イ)	措置済		
自立した農業経営者に対する支援策の拡充 (農林水産省)	<p>a 中小企業分野においては、連鎖倒産の防止に向けた倒産防止共済や売掛債権の保証事業など事業・営業面のリスクヘッジ手段が充実しているが、農業分野においては、生産面でのリスクヘッジ手段は一定の整備がなされているものの、今後、事業・営業面も含めたリスクヘッジ手段の充実化が必要である。</p> <p>したがって、リスクヘッジ手段として現行の対策が十分に機能しているかを必要に応じて検証した上で、農業経営のリスクヘッジ手段の在り方について検討する。</p> <p>併せて、平成20年度中に検討状況を公表する。</p>	改定・農水 ア(イ) a		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b リスクヘッジ手段の多様化</p> <p>消費者やマーケットからの需要を確保し、それに応じた生産体制を構築している農業経営者においては、安定的な事業継続のために天候リスクのみならず、取引先の破綻リスクなど様々なリスクに対応が必要である。</p> <p>農業経営のリスクヘッジが可能となれば、農業経営者は価格変動に対応できるようになるだけでなく、安心して規模拡大の計画を立案できるようになり、農地の集積にも寄与するものと考えられる。</p> <p>したがって、リスクヘッジ手段の多様化に向け、播種前契約、収穫前契約の拡大を図る。</p>	重点・農水 (1) イ			平成21年中措置
	<p>c 農業金融の円滑化に関しては、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「新たな資金調達手法の内容、具体的な事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行うべきである。【平成19年度措置】」とされていることについて、特に運転資金の円滑化に資する新たな資金調達手法を含め、引き続き取り組む。</p>	改定・農水 ア(イ) b		措置済	
創業支援融資制度の充実 (農林水産省)	<p>経営として農業を行う者、また、経営として農業を行う計画をしている者が増加しており、農業金融においても「就農」だけではなく「創業」を含め支援していく必要がある。これらの新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのも一つの策であることから、農業金融における創業支援融資制度の充実を図る。</p> <p>なお、創業支援融資制度の充実に当たっては、農協以外の民間金融機関の参入も促進されるような制度設計を行う。</p> <p>【「農業近代化資金融通措置要綱」(平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産次官依命通知)等の一部改正】</p>	改定・農水 ア(イ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業再生委員会についての周知徹底等 (農林水産省)	<p>a 現在、農林水産省においては、経営が困難となつた農業者の経営を見極め、経営再生の支援またはその有する経営資源の整理継承に向けた支援を都道府県において行う農業再生委員会の設置を支援している。</p> <p>しかしながら、その設置数が低位に止まっており、農業再生委員会についての理解が、都道府県や農業経営者等において、不足していることも考えられる。</p> <p>他方、農業現場においては、農業経営が困難となる事例も発生しており、農業経営の再生・事業継承を円滑に促すことが必要であると考える。</p> <p>したがって、農業経営の再生支援が積極的に図られるよう、農業再生委員会のスキームやメリットなどについて周知を図る。</p>	改定・農水 ア(イ) a	措置済		
	<p>b さらに、農業経営の規模拡大やリスク分散によつては、都道府県をまたがる農業経営も考えられ、農業再生委員会同士の連携が必要な場合も考えられるため、今後の農業再生委員会の運用状況を踏まえ、必要な措置を検討する。</p>	改定・農水 ア(イ) b		以降検討	
農業経営の再生に向けた環境整備 (農林水産省)	<p>a 農業再生委員会の早期設置</p> <p>いまだ農業再生委員会が設置されていない都道府県においては、再生への支援が得られず、再生可能な経営体が時期を逸して破綻してしまう可能性も少なくないことから、農業再生委員会の設置が必要な都道府県において、早期に設置が可能となるよう、引き続き支援を行う。</p>	重点・農水 (1) ウ (ア)		平成21年中措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
²¹ 農業共済制度の見直し (農林水産省)	b 農地の一時保有機能を活用した再生スキームの具体化 今後求められる農業経営の再生や事業承継を可能とするために、農地保有合理化法人の一時保有機能を発揮し得る再生スキームを具体化する。 併せて、一時保有機能の重要性をかんがみた場合、金融機関等の関係機関からの協力と支援が必要となることから、農地保有合理化法人の一時保有機能や、それを活用した再生スキーム等について、金融機関等へ周知する。	重点・農水 (1) ウ (イ)			平成21年中措置
	c 経営再生スキームの多様化 今後の農業経営においては、都道府県を超えて規模拡大を図る場合や、リスク分散のために敢えて都道府県を変えて農地を確保する場合も十分に考えられることから、当該都道府県以外の地域の農業経営者も、事業承継の受け皿となることができるよう、新たなスキームを検討し、結論を得る。	重点・農水 (1) ウ (ウ)			平成21年中措置
	a 掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進する。 【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】	改定・農水 ア(イ) a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、更なる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促す。</p> <p>また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図る。</p> <p>【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】</p>	改定・農水 ア(イ) b	措置済		
	<p>c 農業共済制度の目的は、農業災害補償法(昭和22年12月15日法律第185号)第1条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けことのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。</p> <p>したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定するべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように促す。</p> <p>【「農業共済事業の運用改善について」(平成19年3月8日付け18経営第7041号)農林水産省経営局長通知】</p>	改定・農水 ア(イ) c	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
22 経営実態に即した農業共済制度の運営(農林水産省)	<p>被害申告期限後であっても、収穫前に被害申告がなされれば共済金が支払われるということについて農業者に対し、一層の周知を図る。</p> <p>併せて、農業共済は、特段の支障がない限り全ての引受方式及び補償割合を共済規程に盛り込むよう促す。</p>	改定・農水ア(イ)		措置済	
23 共済金の被害認定基準の周知徹底(農林水産省)	農業経営者より、農業共済組合によって被害認定が異なっており、それにより共済金の支払が共済組合によって差があるとの指摘があることから、農業共済組合の被害認定基準について周知徹底を図る。	改定・農水ア(イ)		措置済	
24 農業共済団体のガバナンス(内部管理態勢)の強化(農林水産省)	<p>一部の農業共済団体において、国からの補助金の不正受給が発覚し、その是正に向けた取組が求められる状況にある。</p> <p>今後は、組合員に奉仕するという本旨を徹底する必要がある。</p> <p>したがって、コンプライアンス委員会の設置などガバナンスの強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>【「農業共済事業の適正な引受等について」(平成19年11月12日付け19経営第4739号農林水産省経営局長通知)】</p>	改定・農水ア(イ)		措置済	
25 組合員の意識を踏まえた農業共済組合の事業運営の検証(農林水産省)	<p>農業共済組合は農業災害補償制度を適正に運営していく公益的性格を有している。</p> <p>農業災害補償制度は、加入者の選択の自由度の拡大を図ってきているが、農業共済組合が、公的使命を的確に果たすとともに、農業者の信頼を得て活力ある農業共済事業を展開していくためには、農業共済組合は、事業の効率化を図りつつ、農業生産や農業経営の変化に伴う農業者の多様化する保険需要等に的確に対応し、地域の実情に応じた事業運営を行っていく必要がある。</p> <p>したがって、農業共済組合が組合員の意識を踏まえて事業運営を行っているかを検証し、その内容等を公表する。</p>	重点・農水(1)ア		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
26 農業共済制度におけるリスクヘッジ手段の多様化・高度化の研究 (農林水産省)	自然災害再保険市場のリスク負担能力は拡大しており、新たなリスクヘッジ手段として期待できる。 したがって、農業共済制度においても、リスクヘッジ手段の多様化・高度化を研究し、公表する。	重点・農水 (1) イ			措置
27 農業共済組合経営の透明化 (農林水産省)	<p>a ディスクロージャーにおけるインターネットの活用 事業年度ごとに作成する業務及び財産の状況に関する説明書類については、一般金融機関だけでなく、多くの農協がインターネットを活用しホームページで公開している。</p> <p>したがって、農業共済組合においても、事業実績及び説明書類については、総会における説明や広報誌による周知のみならずホームページに掲載するなど、情報開示を促進する。</p> <p>b 公認会計士監査に係る周知 共済制度は、加入者である共済組合員の掛金を原資に、災害時に被害の補償を図る保険制度であり、それ故、業務運営のみならず、会計処理についても、適切にかつ確実に行われ、経営の透明性を確保することが不可欠である。</p> <p>しかしながら、農業共済組合の監査は、監事監査のみが行われており、外部監査がなされていない。</p> <p>したがって、総会等により、公認会計士監査に関して議決がなされるなど、組合員の求めに応じて公認会計士監査が可能であることを、周知する。</p>	重点・農水 (1) ウ (ア)			平成21年中措置

(ウ) 農業経営者の創意工夫を活かした経営発展の促進等

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業経営の発展に資する業態に対する支援 (農林水産省)	<p>農業経営の発展のためには、農業経営を営む者のみならず、特定の農作業のみを受託するコントラクターや、契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、様々な形による支援を行うことが必要である。</p> <p>したがって、こうした農業経営の発展に資する業態に対し、資金調達の円滑化など、それぞれの業態のニーズや実態に応じた支援を強化する。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
農業研修への支援の充実 (農林水産省)	<p>a 農業者における受入研修について、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するよう、支援措置を充実する。</p> <p>b さらに、企業等の農業参入法人に対する研修についても、支援を充実するなど必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水 ア(ウ) a	措置済		
中小企業政策との連携 (農林水産省、経済産業省)	<p>a 現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政部局と中小企業政策部局の連携により行われているが、これらの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開発を目指す者への情報提供を更に充実するなど周知徹底を図る。</p> <p>b 生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政部局と中小企業政策部局の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、更に連携を図りながら、支援策を講じていく。</p> <p>なお、いまだ、各部局の農業の捉え方が従来の生産活動をメインとした農業を前提としている場合が少なくないことから、生産から加工</p>	改定・農水 ア(ウ) a	措置済		
		改定・農水 ア(ウ) b	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>販売に至る活動を一連のものとして取り組む農業経営者について、結果的に支援が受けられない部分が出てくるおそれがある。</p> <p>多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていく。</p>				
生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援 (農林水産省、厚生労働省)	<p>a 生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、農業経営者などに広く周知する。</p> <p>【「生鮮食品における栄養成分表示について」(平成19年12月27日付け19生産第6306号農林水産省生産局生産技術課長通知】</p> <p>【「生鮮食品の栄養成分の表示について」(平成19年12月27日付け食安新発第1227001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知】</p> <p>b 併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表する。</p> <p>c 生鮮食品の栄養成分等の表示に向けた取組への支援強化</p> <p>栄養表示基準に記載されていない成分については、健康増進法第32条の2に虚偽誇大表示に関する禁止規定があるほかは、特段の規制はないが、当該成分について、生鮮食品における成分表示の取組が進んでいない現状にある。</p>	改定・農水 ウ a	措置済		
		改定・農水 ウ b	措置済		
		重点・農水 (1) ア			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	このため、厚生労働省及び農林水産省が連携し、生鮮食品の成分の分析・表示方法等を検討し、特に青果物については、表示に関して農業経営者が理解しやすい判断材料を示せるようする。また、厚生労働省は、生鮮食品の表示に対する虚偽誇大表示のガイドラインに関する運用について、農業経営者が理解しやすい資料を作成し、周知を図る。				
生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援 (農林水産省、厚生労働省)	<p>a 生鮮食品については、健康増進法第26条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるという特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。</p> <p>したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知する。</p> <p>b 生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援強化</p> <p>厚生労働省と農林水産省が連携して、生鮮食品の特性に応じた許可申請内容及び手続のほか、許可取得の促進に向けた具体的な方法を検討する。</p> <p>併せて、検討状況を公表する。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
		重点・農水 (1)イ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
特別用途食品 の表示制度の 見直し (厚生労働省)	<p>健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適當である旨の注意表示等が義務付けられる。</p> <p>これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。</p> <p>しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることからも、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、又は加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。</p> <p>ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。</p> <p>したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品(病者用食品)ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質(通常の米の %)」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
米の品種等の 表示制度の見 直し (農林水産省)	米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共	改定・農水 ア(ウ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得る。				
DNA鑑定による証明手法の活用 (農林水産省)	<p>現在、米の品種、産地、産年の表示については、農産物検査法に基づき、品位等の検査を受け、その証明を受けた場合にのみ可能となっている。</p> <p>米の品種等の表示に関しては、DNA鑑定の有効性が指摘されて久しい。DNA鑑定を用いれば品種の確定、品種混入の定量的把握が、科学的に可能となる。産地の確定、産年の確定については、DNA鑑定では識別は困難であるが、DNA鑑定機関が現地に出向くことで確認が可能となると考える。</p> <p>他方、現在のDNA鑑定を、検査制度の品種の確定手段に用いるためには、サンプリング手法等について精度を検証し、公的機関が基準を示す必要があるとの指摘がある。</p> <p>したがって、検査制度においてDNA鑑定による証明が可能となるよう検討・検証を行い、その検討状況について公表する。</p>	重点・農水 (1) ア			措置
米の残留農薬及び重金属含有分析結果の表示 (農林水産省)	<p>現在、米の残留農薬及び重金属含有分析結果を表示することには、特段の規制はなく可能であるが、これらが生産現場に周知されておらず、また、何を基準値として、どのように表示すべきか等についての事例などがないことから、表示をしようとする生産者サイドにおいて混乱が生じており、表示について相談を受けた都道府県においても明確な回答を避ける場合がある。</p> <p>したがって、米の残留農薬及び重金属含有分析結果の表示については、特段の規制がないことを周知するとともに、表示に際して参考となる表示方法の具体例などの情報を農業経営者に</p>	重点・農水 (1) イ			平成21年中措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	周知する。				
民間企業の育成品種の普及促進 (農林水産省)	<p>奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。</p> <p>したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じる。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
民間企業の行う品種開発に関する支援の推進 (農林水産省)	<p>マーケットニーズを反映した品種開発を推進するとともに、民間企業の品種開発能力の向上を図るためにには、公的機関の持つ品種開発能力を、効果的に民間企業の品種開発への取組につなげていくことも重要である。</p> <p>したがって、品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう、一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進する。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
公的機関の保有する育成者権の民間活用の促進 (農林水産省)	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等、公的育種機関により育成された品種においては、品種登録後民間に活用されていない品種が一定数存在しているが、その多くは、民間の創意工夫を活用すれば、普及可能性を高められるとも考えられる。</p> <p>したがって、公的機関においては、単なる権利の保有に止まらず、積極的な利用許諾を通じて活用を図るとともに、一定数存在する未活用品種の</p>	重点・農水 (1) ア			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	有効活用の促進、普及可能性の向上に向け、より積極的な情報提供を進め、民間との連携を深める方策を検討・周知し、育成者権の一層の活用を促す。				
生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化 (農林水産省)	<p>農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないよう、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底する。</p> <p>【「平成 19 年産以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」 (平成 19 年 5 月 22 日付け 19 総食第 178 号総合食料局長通知)】</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保 (農林水産省)	<p>地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。</p> <p>したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずる。 【「平成19年産以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」(平成19年5月22日付け19総食第178号総合食料局長通知)】				
需給調整システムの改善 (農林水産省)	a 地域協議会の運用を改善すべく、地域の実情に応じて客観的な判断ができる生産調整方針作成者以外の学識経験者を構成員に迎えるなど、より客観的な議論が行われるようにする。 【「水田農業構造改革対策実施要綱」の一部改正(平成20年3月28日付け19生産第9596号農林水産事務次官依命通知)】	改定・農水 ア(ウ) a		措置済	
	b 生産調整方針作成者間の調整を希望する者が多いにもかかわらず、これまでの調整の実績が乏しい地域については、方針作成者相互の合意を基本に方針作成者間の調整を進める方法について検討し、一定の結論を得る。	改定・農水 ア(ウ) b		措置済	
「水田フル活用」が可能となる需給調整システムの構築 (農林水産省)	市場メカニズムを導入し、生産者主体の需給調整がなされるよう、政策目標に対する需給調整システムの有効性の検証、売れる米づくりを実現するための調整手段の検証を行う。 これらを踏まえ、「いわゆる減反」を意識した考え方を払拭し、「水田フル活用」が可能となる需給調整システムを構築するよう取り組む。	重点・農水 (1) ア		平成21年中措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
意欲ある農業 経営者の支援 に向けた区画 整理、基盤整 備事業の推進 (農林水産省)	<p>能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進する。</p> <p>具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなっており、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図る。</p>	改定・農水 ア(ウ)	措置済		
普及事業の見 直し (農林水産省)	<p>a 普及指導員が取得・収集する情報の中には、企業秘密あるいは知的財産としての保護が必要な情報が含まれている場合があり、この扱いを間違えば、情報を提供した農業経営者の経営に大きな支障を与える可能性もある。</p> <p>普及指導員には公務員であることから守秘義務が課せられており、従来から他に提供する場合には情報を提供した農業経営者に了解を得るなどの対応を行っているとしているが、他方で、外部に提供して欲しくない情報を許可なく他に提供されたという指摘があるのも事実である。</p> <p>したがって、例えば、国が、普及指導員による適切な情報の収集・利用・提供の在り方についての指針を示すなど、必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水 ア(ウ) a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 経営規模の拡大や業務拡大の計画に関する指導については、拡大に伴い多額の資金調達などを要し、その成否によっては、経営の継続自体が困難となるようなリスクを含んだ内容のものもあるが、そのような重要な経営指導を普及指導員が行った場合、指導対象となる農業経営者にその経営リスクについての十分な認識がなされていない場合もあると考えられる。また、農業現場においては、普及指導員の言葉を重く受け止める農業経営者も多く、普及指導員からの情報提供やコメントを、農業経営者の側において、経営計画そのものの公的承認と誤解する可能性も否めない。</p> <p>したがって、普及指導員が経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う経営指導を行う場合は、併せて当該リスクについての注意喚起を適確に行うなど、その説明責任を十分に果たすよう、必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水 ア(ウ) b	措置済		
	<p>c 今後の普及事業については、現在、農業経営者が普及指導員に求める役割を踏まえた上で、農業経営者からの指導ニーズが高い技術分野に特化したスペシャリスト化を図るなど、普及指導員が大幅に減少する中で継続可能な普及事業の方向性を検討し、結論を得る。</p> <p>d 次に掲げる論点を検討し、結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 技術情報などの収集・提供の在り方 b) 普及指導員のマーケティング等に関する支援を含む経営指導と農業経営者の経営判断に関する責任の所在、その範囲 c) 効率的な普及指導の在り方 d) 普及指導員の活動に対する外部評価の導入 e) 普及指導員のアドバイザー機能の発揮に向けた運営体制の在り方 	改定・農水 ア(ウ) c		検討	結論
		重点・農水 (1) ア			措置

(工)その他

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
食料自給率 について (農林水産省)	a 昨今、食料自給率の低下を理由に、国民の不安感が高まっているが、食料自給率に関する正しい情報が国民に伝わっているとは言い切れず、あたかも食料自給率の低さのみが我が国の農業の問題であり、その解消は国内生産量及び国内消費の増加によってしか解消できないかのような誤解が生じている。 したがって、国民の食料自給率への関心が高まっている状況にあるからこそ、国民に対して、食料自給率に関する誤解を解き、正しい理解を促すべく、必要な措置を講じる。	重点・農水 (1) ア			平成21年中措置
	b 我が国の農業の重要課題である経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携強化、効率的な農地利用の促進などが実現され、我が国の農業が国際競争力を確保されるような形で、食料自給率が向上することが重要であり、このような観点に立って自給率向上に向けた施策を整理し、公表する。	重点・農水 (1) イ			措置
	c 食料の安定供給を確保する観点から、備蓄や緊急時に食用に代用可能な生産物も勘案した上で「食料自給力」や「食料供給力」の確保に向けた施策を構築する。	重点・農水 (1) ウ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
農林水産消費安全技術センターの民間開放の推進 (農林水産省) 官業イの再掲	<p>a 農薬の登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として様々な検査を行っているが、他方で農薬の登録に要する期間が長期に及ぶことから、農業生産の効率化に向けその期間短縮、簡素化が求められているところである。</p> <p>このため、農林水産消費安全技術センターにおいて数値目標を設定すること等により検査の効率化に努めるとともに、関係行政機関と連携して農薬の登録に要する期間の短縮に取り組む。</p>	改定・農水ア(工) a	措置済		
	<p>b 現在、薬効・薬害試験等農薬の登録申請に用いられる各種試験成績の一部には、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験したものとの提出を求めていたが、期間短縮を図る観点から、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど民間開放を推進する。</p> <p>【「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年12月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正等】</p>	改定・農水ア(工) b	措置済		
	<p>c 農薬の適用病害虫の適用拡大については、いまだ適用拡大について改良の余地があるため、更なる適用拡大を認める。</p> <p>【「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」(13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部改正】</p>	改定・農水ア(工) c	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>d 普通肥料の銘柄登録については、安全性の担保等を理由に国が果たすべき役割として検査を行っている。</p> <p>これまでも、業務の効率化による審査期間の短縮、業務のアウトソーシングの推進等の取組を行ってきてているところであるが、普通肥料の生産業者の一層の負担軽減を図る観点から、原材料や生産工程・これまでの科学的知見を踏まえ、普通肥料のうち可能なものは更新期間を6年間に延長する。</p> <p>【「肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件（平成13年農林水産省告示第643号）等の一部改正】</p>	改定・農水 ア(工) d	措置済		
種苗管理センタの民間開放の推進 (農林水産省) 官業イの再掲	<p>a 再試験が必要とされる理由を明確に申請者に説明するとともに、申請者においてその説明に疑問があれば、意見交換を行うなどの透明性の高い対応の仕組みを確立する。</p> <p>【「登録出願品種審査要領」（平成10年12月24日付け10農産第9422号農林水産省農産園芸局長通知）の一部改正】</p> <p>b 栽培試験のみならず、更なる品種登録業務の民間開放を推進する。</p> <p>c 種苗管理センターの中期計画において、原原種生産の部分的な民間移行を検討しているが、日本の農産物の競争力を高めるためにも、民間企業において生産意欲のある原原種については、安定供給の確保を図りつつ、民間移行を確実にかつ早期に行う。</p> <p>なお、その結果、同センターが引き続き生産を行う原原種についても、生産意欲のある民間企業が現れ、安定供給の確保が図られる場合は、その企業への原原種生産の移行を行う。</p>	改定・農水 ア(工) a 改定・農水 ア(工) b 改定・農水 ア(工) c	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における民間開放の推進 (農林水産省) 官業ウの再掲	<p>農産物の品種開発は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や都道府県の他、民間企業でも行われているところであり、民間企業の創意工夫をより發揮させる観点から、产学研連携などにより民間との連携を深めてきたところであるが、この連携や情報提供を一層進めることにより、独立行政法人の行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。</p> <p>したがって、現在、農業・食品産業技術総合研究機構が行う品種開発に関する業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。</p>	改定・農水ア(工)		措置済	
野菜価格安定対策事業における農業経営者の育成 (農林水産省) 官業オの再掲	<p>野菜については、米等の他の農産物と比較しても、気象条件の影響を受けて作柄が大幅に変動しやすい上に、保存性も乏しいことから価格が大きく変動するという供給特性を有している。このため、野菜価格安定対策事業においては、価格の下落が続くと作付意欲が低下し、次の作付で面積が減少して供給量が過少となり、逆に価格が高騰し、消費者への野菜の安定供給に甚大な影響を及ぼすということから、野菜の市場価格が過去の平均市場価格に基づいて算定された一定水準以下に低落した場合に、その価格低落分の一部が生産者に交付されている。</p> <p>しかしながら、野菜を扱う経営に携わる以上、天候や需給動向に価格が大きな影響を受けることは回避できないことから、こうした需給動向等に的確に対応しうるような経営者を育成していくことが重要である。</p> <p>したがって、野菜の価格安定対策事業については、経営者自身の経営体質の強化を促す観点から、需給・価格等に関する的確な情報提供を行うほか、必要な措置について検討する。</p>	改定・農水ア(工)		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
砂糖、でん粉 に関する価 格調整事業 の見直し (農林水産省) 官業才 b の再掲	<p>砂糖、でん粉については、内外価格差が存在すること等を理由に一定の補助が講じられているが、そうである以上、本来は、内外価格差にどのように対応した経営を行うか、そのための取組を行っているかに着目して補助を行うべきである。</p> <p>砂糖、でん粉に関する価格調整事業については、現在もコスト削減に向けてインセンティブが働くような仕組みが講じられているものの、自助努力のみでは埋めがたい内外価格差がある中で、基本的に国民なかんずく消費者の負担に大きく依拠した制度であることは否定できない。</p> <p>したがって、砂糖、でん粉に関する価格調整事業についても、経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経営体質の強化が促進されるよう、効率的・安定的な生産計画等の策定及びその推進を図るようにするとともに、制度の仕組みやその運営状況について徹底した情報の提供・公開を進めることにより、コスト削減に向けたインセンティブが働くようとする。</p>	改定・農水 ア(工)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
独立行政法人農畜産業振興機構における学校給食用牛乳供給事業の見直しについて (農林水産省) 官業才の再掲	<p>独立行政法人農畜産業振興機構における学校給食用牛乳供給事業については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」において、平成20年中措置とされた。</p> <p>農林水産省は、平成20年10月に独立行政法人農畜産業振興機構に学識経験者等からなる検討委員会を新たに設置し、学校給食のみならず家庭での飲用習慣が牛乳の飲用習慣の定着に与える影響について調査手法の検討を行う委員会を設置し、学校給食用牛乳供給事業に反映させる体制を整備するとともに、平成20年6月に全国段階の事業実施主体である社団法人日本酪農乳業協会に「学乳事業推進ワーキングチーム」を設置し、事業成果の評価を実施する体制を整備し、平成20年度中に評価指標を設定することとしている。</p> <p>したがって、平成21年度から、平成20年度中に設定した評価指標に基づく評価を反映した事業を確実に実施する。</p>	重点・農水 (1) ウ [改定・農水ア(エ)]		措置済	
畜産経営生産性向上支援リース事業について (農林水産省)	<p>畜産経営生産性向上支援リース事業においては、畜産農家自らが機械とその販売業者の選定を可能とした上で、リース料を最小化するとともに、限られた予算を効果的に活用する仕組みとしており、かつ、事業実施主体については公募により選定されている。</p> <p>しかしながら、事業実施主体が直接の貸付者となっているため、畜産農家が自由にリース会社を選定できないとの指摘がある。</p> <p>したがって、畜産農家がリース会社を選定する自由を確保できるような仕組みを検討し、結論を得る。</p>	重点・農水 (1) エ (イ)		平成21年中措置	
乳価交渉に係る情報のオープン化 (農林水産省)	<p>a 交渉過程・結果のオープン化</p> <p>年度の乳価交渉においては、用途に応じた区分ごとの生乳の価格、販売見込数量等に加え、交渉過程及び内容に関する情報についても、確実に生産者に開示する。</p>	重点・農水 ア(ア)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
県酪連経営 の透明化・健 全化 (農林水産省)	b 成分検査結果のオープン化 第三者検査機関を設置したり、現在検討され ている認証制度を導入するなど、指定団体と乳 業メーカーの双方がその結果を信頼して利用す るような体制を確立するよう改める。	重点・農水 ア(イ)			措置
	c 生産者に対する乳脂肪率ごとの価格表の提示 生産者に分かりやすいよう、乳脂肪率ごとの 価格表を作成し、確実に提示する。	重点・農水 ア(ウ)			措置
酪農事業施 設の設置承 認 (農林水産省)	a 賦課金により実施される事業内容の情報開示 賦課金の徴収を決定する総会時までに当該賦 課金によりどのような事業を実施するのか可能 な限り明らかにするなど、情報の開示を図る。	重点・農水 イ(ア)			平成21年中措置
	b 預り金の取扱いの見直し 本人の合意を伴わない預り金については、強 制徴収がなされないような措置を講じる。 また、目的に応じて適正な計上科目・区分に より会計処理がなされるよう、県酪連の会計処 理の適正化を図る。	重点・農水 イ(イ)			平成21年中措置
酪農事業施 設の設置承 認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10 条第2項第3号については、加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法の一部改正による新制度への 移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化 の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設 置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直し を行う。	改定・農水 ア(工)			生乳流通の広域化の進展等 の状況変化を踏まえ、酪農事 業施設の設置承認を含めた 制度の見直しを行う際には、 併せて見直し
国産ビール 大麦の品質 規格の見直 し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、 関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を 聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レ ベルで同意が得られる項目について、順次、農產 物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを 実施する。 【「農産物規格規程の一部を改正する件(平成20 年4月30日付け農林水産省告示第657号)】	改定・農水 ア(工)		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定肥飼料等への炭の追加 (農林水産省、環境省)	食品循環資源の再生利用に係る製品として「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」を追加するため、所要の措置を講じる。 【「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第335号)】	改定・農水ア(工)	措置済		
玄米及び精米品質表示要件の緩和 (農林水産省)	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っていたところ、農産物検査法に基づく農産物検査規格について、産地品種銘柄の指定を弾力化する方向で制度が見直されることとなった。これを受け、平成21年産からの新制度導入に向け要領改正を行う。 【「国内産農産物銘柄設定等申請要領」(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)の一部改正】	別表4-1024		措置済	
増殖した土着天敵の利用要件の緩和 (農林水産省、環境省)	現行では、使用・配布を認めていない増殖した土着天敵について、その増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外で配付・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。 【「特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の増殖利用に関する留意事項について(平成21年3月2日付け環水大土発第090302001号、20消安第11885号通知)】	別表4-1025,1313		措置済	
熔成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和 (農林水産省)	現行では、化成肥料の原料として利用できない熔成汚泥灰複合肥料について、その製造方法や含有する有害物質の検証を行い、化成肥料に関する安全性が確認されれば、化成肥料の原料として熔成汚泥灰複合肥料の利用を認める。	別表4-1026		措置	

イ 林業

(ア) 森林管理

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
森林資源のモニタリング (農林水産省)	a 森林資源の状況については、国民はもとより林業に携わる市町村や林業経営者等に公表する必要があり、地域の森林計画等に活用されるべきものであることから、今後は、我が国の森林状況の変化を国民が分かりやすく理解し把握できるよう、モントリオール・プロセスの基準・指標毎に、モニタリング調査結果、調査結果の比較データなどを公表する。	改定・農水イ(ア)			措置
	b 森林資源モニタリング調査について、専門的な立場から支援を受けられる体制づくりに努めることを含め、林野庁は既に通知をしている。 したがって、都道府県等の本調査実施主体に対し、調査の意義を含め当該通知内容の周知を徹底する。 併せて、調査が適切に実施されているかを検証する等、調査のより適正な実施に努める。	重点・農水(2)ア			措置
	c 既に平成21年度に予定しているモニタリング調査結果の公表においては、我が国全体の森林の状態や変化を公表するとともに、成長量や蓄積などの基礎的なデータについては、地域別にも公表する。	重点・農水(2)イ			措置
森林資源のモニタリング調査手法・内容の見直し (農林水産省)	今後、森林・林業施策の評価・立案や、データの分析・活用を行っていく上で更なる調査が必要と判断された場合にあっては、モニタリング調査の定点観測プロットの追加や調査内容の収集データ対象を拡充することについて、検討するなどモニタリング調査の充実強化を図る。	改定・農水イ(ア)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保安林制度におけるモントリオール・プロセスの基準・指標の活用 (農林水産省)	a 保安林制度について、モントリオール・プロセスの基準・指標に係るデータ収集を目的とする森林資源モニタリング調査の結果を踏まえつつ、全国的な見地からより効果的な在り方を検討する。	改定・農水イ(ア)			平成21年度速やかに検討開始
	b 併せて、平成22年中に検討状況の内容を公表する。				平成22年中措置
森林の公益的機能の発揮に関する知見の収集 (農林水産省)	森林整備に関する事業評価の前提としても、森林整備が外部経済に対して発揮している効果について、より適切に評価されるよう、また、森林整備事業の実施と外部経済効果の発揮の更なる関連付けがなされるよう、知見の収集に努める。	重点・農水(2)ア			措置
多面的機能の発揮に向けた制度の適正な運用 (農林水産省)	a 森林の有する多面的機能の発揮を求め、かつ、持続可能な森林経営を実現していくためには、施業が適切に行われることが必要であることから、保安林制度はもとより、森林法制度に基づく制度のより一層の的確な運用を図る。	改定・農水イ(ア)	措置済		
	b 我が国の森林においては、近年、必要な間伐などの施業が行われなかつたり、皆伐後に植林が行われないなど、必要な整備・保全が行われていない森林が一部に見られる状況にある。一方、我が国森林法(昭和26年法律第249号)においては、森林の保続培養を図り、森林の有する公益的機能の発揮を図ること等を目的として、森林計画や保安林などの制度が整備されている。しかしながら、市町村長による施業の勧告などはこれまでほとんどなされておらず、制度の活用が十分に行われているとは言い難い状況も見受けられる。したがって、森林法に基づく森林計画制度のより一層の適確な運用を図る。	重点・農水(2)ア			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	c 現在の森林の区分の趣旨や目的について、林業事業者や森林所有者、地域住民等に改めて広く周知する。	重点・農水(2)イ			措置
森林整備・保全の適正化・効率化 (農林水産省)	<p>a 我が国の森林が成熟期を迎え、所有者に代わって森林管理及び整備・保全を代替する林業事業体の役割が更に重要となることから、技術士及び林業技士を活用する環境を整備する。</p> <p>b ドイツやフィンランドなど海外林業の実態を把握する。 併せて、海外の森林管理のノウハウや森林整備・保全に関する技術の学習を目的とする研修など、研修制度の充実化を図るために検討を実施し、一層の充実を図る。</p> <p>c 公共事業の効率的な実施の観点からは、施業を集約化し、高性能林業機械と路網の組合せによる作業システムの導入を図っていくことが重要であることから、森林整備事業の実施に当たっては、集約化等が促進されるよう、団地的間伐の推進や路網の開設を推進していくよう努める。 また、造林関係補助事業における事業執行に当たっては、補助の目的に合致しないような作業に対して助成がなされることがないよう、補助申請の審査が引き続き適切になされることを確保する。 さらに、予め定められている助成水準が誤なく適用されるよう、森林所有者等の事業主体に対する補助金の交付に当たって、都道府県が定める補助要綱の正確な運用がなされることを確保する。</p>	重点・農水(2)ア			平成21年中措置
		重点・農水(2)イ			平成21年中措置
		重点・農水(2)ウ			措置

(イ) 林業経営

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
望ましい林業構造の確立に向けた森林・林業基本計画に基づく施策の政策目標の明確化 (農林水産省)	現在の森林・林業基本計画に基づく施策について、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手を明確にし、それらが各々の役割に応じた方向性を見いだせるよう政策目標を明確化する。	改定・農水イ(イ)		措置済	
森林情報(所有者・境界線)の明確化 (農林水産省)	a 施業集約に必要な所有者・境界線などの森林情報は、地域によって整備状況が異なっており、施業集約が実態として困難な地域も多数存在する。 したがって、森林情報については、地域の取組を積極的に支援し、早期に整備する。	改定・農水イ(イ)	措置済		
	b 所有者同士の合意を前提に境界の確認等を行い、森林の概ねの境界の明確化を図る取組への支援を強化する。	重点・農水(2)ア			措置
森林情報のデータベース化・オープン化 (農林水産省)	a 森林簿の森林情報は、林業事業体等の施業集約に不可欠な情報を含んでいることから、森林情報を地図情報としてデータベース化する取組を推進する。 併せて、個人情報の取扱いに十分考慮し、可能な範囲で、施業集約を目指す者にとって利便性の高い情報について、施業集約を目指す者であれば誰でもアクセスが可能となるよう、森林情報をオープン化することについて検討を進めるとともに、平成20年度中に検討状況の内容を公表する。	改定・農水イ(イ)		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
施業集約の促進 (農林水産省)	b 森林組合その他の林業経営者や林業事業体が、施業集約に向け森林G I Sの利用を希望する場合は、個人情報の保護に適切な配慮を行った上で、適正な手続きを経る限り、過度な負担なく、アクセス可能となるよう積極的に助言する。	重点・農水(2)ア			措置
	c 森林情報の整備と併せて、森林G I Sにおいても所有者や境界などの情報が整備されるよう、積極的に支援を行う。	重点・農水(2)イ			措置
	d 森林組合のみならず施業集約を目指す林業経営者や林業事業体に対して、要望に応じて森林簿及び森林基本図が開示されるよう、積極的に助言を行う。	重点・農水(2)ウ			措置
	a 施業集約の取組を促進するため、施業集約に向けた議論や調整を行う組織を、地域の実情に応じて市町村、森林組合、森林組合以外で施業集約を行っている林業経営者や林業事業体、今後、施業集約を目指す林業経営者や林業事業体、森林所有者、学識経験者、路網整備の指導者などの参加を得つつ設立する。 併せて、施業集約の担い手同士で施業集約計画の調整を図る場合、より効率的な施業集約を実現するためには、公平性を確保した調整がなされるよう、必要な措置を講ずる。	改定・農水イ(イ)a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 現在、平成21年度概算要求により設置することとしている集約化促進協議会に関して、次の事項を具体的に公表し、その設置に向けた準備を行う。</p> <p>a) 集約化促進協議会の設置目的及び役割</p> <p>b) 集約化促進協議会の構成員</p> <p>c) 施業集約の調整方針、公平性の確保に向けたルール（施業受委託契約の長期継続の確保等）</p> <p>d) 集約化実施計画の内容（年度別事業量、路網整備計画・方針等）</p> <p>e) 集約化促進協議会で合意した集約化実施計画の開示ルール</p> <p>f) 集約化実施計画に基づく実施状況のチェック体制の整備</p>	重点・農水（2）ア			措置
	<p>c 地域協議会において、公平性の確保の下に担い手の施業集約に向けた議論・調整がなされた結果については、それぞれの担い手の施業集約計画として合意形成し、情報開示する。</p> <p>併せて、施業集約計画に基づき施業が適切に行われるよう、担い手が地域協議会に施業方法などを詳細に提出するとともに、その施業が適切に実施されたかをチェックする体制を整備する。</p>	改定・農水イ（イ）b	措置済		
	d 集約化促進協議会の設置に関して、都道府県等と連携しつつ、積極的に設置拡大をする。	重点・農水（2）イ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
路網整備の促進 (農林水産省)	<p>a 簡易で耐久性のある作業路網の整備に関する技術の集積等に取り組み、基本的な留意事項等をとりまとめたマニュアルを作成し、それを周知する。</p> <p>併せて、簡易で耐久性のある作業路網作設のための指導者養成研修やモデル林による現地研修等を体系化させたうえで、指導者養成研修修了者に対する技能評価を行うなど研修参加者の技術の習得が客観的に確認されるものとなるよう、早急に充実化を図る。</p> <p>さらに、公的補助の対象となる路網整備については、上述のマニュアルに沿った整備に努めることとし、作設後の適切な維持管理体制の整備を図る。</p>	改定・農水イ(イ) a	措置済		
	<p>b 現在、作業路整備の促進のため、森林技術総合研修所において、低コスト作業路企画者養成研修、低コスト作業路技術者養成研修、低成本作業路技術者養成再研修が行われているが、これらの研修を受けた指導者やオペレーターにより作設された作業路が損壊しているとの指摘が一部にあるため、研修受講者による作業路の作設実態調査を行いその結果を公表する。</p>	重点・農水(2) ア		措置	
	<p>c 経済性、森林管理の両面から、一定の期間繰り返し使用する作業道や作業路のできる限り簡易で耐久性のある整備を推進していくべきであり、それに即するよう、路網整備の考え方を確実に周知する。</p>	重点・農水(2) イ	措置済		
	<p>d 簡易で耐久性のある作業路網整備の促進に向けて、作設技術のみならず地形図読図技術及び路線設計技術を含めた路網の整備に関する技術の集積を継続的に実施する。</p>	重点・農水(2) ウ(ア)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	e 簡易で耐久性のある作業路網の整備を推進すると同時に、その損壊を防止する観点から、路線開設技術の集積を踏まえて「作業路作設の手引き」の見直し等を行って、広く周知する。	重点・農水(2)ウ(イ)			平成22年度措置
	f 我が国に比べ、ドイツやオーストリアでは路網の整備が進んでいることから、こうした取組を研修内容に取り入れるなど、研修内容を見直し、一層の充実を図る。 併せて、研修指導者においては、指導能力の向上に向けた具体的措置を講じるための検討を実施し、一層の向上を図る。	重点・農水(2)ウ(ウ)			平成22年度措置
	g 今後、効率的な路網整備の促進に向けて、林業経営者や林業事業体が行う施業集約と路網整備が一体として行われるようにするべく、前掲の地域協議会において、施業集約計画の中に路網整備計画を位置付け、策定する。 併せて、路網整備計画に基づき路網が適切に整備されているかをチェックする体制を整備する。	改定・農水イ(イ)b		措置済	
	h 森林整備事業において、路網作設は間伐等の施業と一体的に実施されている。 しかしながら、路網整備に対する補助と間伐等の施業に対する補助とが必ず同時に同一の林分を対象として行われるわけではない。さらに、路網が作設されていないにもかかわらず間伐に対して補助をなすことは、林業の生産性と収益性の向上を図るとともに、森林の多面的機能の維持増進を図る我が国の方針に照らし、整合性に留意する必要がある。 したがって、今後とも森林整備事業においては、間伐と路網整備が整合性を持って行われるよう補助を行う。	重点・農水(2)工			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	i 森林整備事業として補助がなされた作業道や作業路については、林野庁による利用状況等の把握を強化し、その把握状況を公表する。	重点・農水(2)才			措置
施業集約の促進に向けた国有林の経営委託等 (農林水産省)	a 民有林内に入り込んだ国有林について、周辺の民有林の施業をしている者からの要望があれば、国有林・民有林を一体と捉えた、効率的な事業集約が容易に可能となるよう、森林整備協定の活用や事業情報の民有林への提供など、民有林との連携を推進する施策の充実を図る。	重点・農水(2)ア			平成21年中措置
	b 国有林において、競争性を確保しつつ、事業の品質確保を図り、公益的機能の発揮を重視する観点から、事業実施に当たっての発注、指導・監督、検査、評価のシステムを改善する。	重点・農水(2)イ(ア)			平成21年中措置
	c 森林計画等に基づく長期的な森林整備の方針を踏まえつつ、計画的に基幹的な路網の整備を進めるとともに、実施に際し、路網整備と間伐の組合せなどの複合的な事業を推進する。	重点・農水(2)イ(イ)			平成21年中措置
担い手対策 (農林水産省)	a 中小企業に対する経営情報の提供や支援策と比較すると、林業になされているものは、あまりにも不足していると言わざるを得ない。 したがって、林業経営者や林業事業体の経営体質の強化に資する情報提供や支援策を充実させる。	重点・農水(2)ア			措置
	b 事業体の経営体質強化を踏まえ、事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進する措置に対する改善指導等を十分に行うことにより、他産業に比べ低賃金の状況、不安定な雇用形態等の改善を図るとともに、林業労働者が将来展望を持ち、技術等の習得を体系化・高度化するため、林業労働者の育成対策を検討し、結論を得る。	重点・農水(2)イ			平成22年中措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
林業機械に対する補助の見直し (農林水産省)	a 現在行われている林業機械の導入費用を一部負担する公的補助の在り方について、より林業の生産性の向上に資するよう、補助制度の運用の在り方を見直すなどの検討を行い、結論を得る。	改定・農水イ(イ) a	措置済		
	b 林業機械の購入やリースに対する公的補助について、導入した機械がより効果的に活用されるよう、支援内容を検討し、結論を得る。	重点・農水(2) ア			措置
	c 今後、森林を保有する林業経営者が施業集約を図り規模拡大を行う可能性も充分に考えられることから、補助対象の拡大を図る。	改定・農水イ(イ) b	措置済		
	d 新たに林業機械のレンタルに対する補助制度を検討し、結論を得る。	重点・農水(2) イ			措置
林業経営についての補助の見直し (農林水産省)	効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立に向け、今後の林業経営に対する補助については、自ら経営改革に取組む経営者の努力が報われるものとなるよう、個別施業に対する補助の他に、林業経営者の施業の集約化や間伐の生産性の向上などを通じた経営改善努力を助長する補助の在り方を検討し、結論を得る。 併せて、個別施業への補助となっている造林関係補助事業の対象となるものについては、今後、集約的な施業の実施を促すものとなるように検討し、結論を得る。	改定・農水イ(イ)	措置済		
山林に係る相続税制度の適正な運用 (農林水産省)	山林に係る相続税の立木及び林地の課税価格の5%減額措置は、これまでも相続人が森林施業計画を継続する場合にのみ認められているものであり、施業放棄地の発生防止及び施業集約の促進に向けて、当該措置における市町村による森林施業計画の継続の確認が今後も適切に行われるようとする。	改定・農水イ(イ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
緑の雇用担 い手対策事 業の推進 (農林水産省)	a 雇用者に対する補助を、今後は、雇用者の指導により技能や知識を習得していることを確認し、支給されるような仕組みを検討し、結論を得る。	改定・農水イ(イ) a	措置済		
	b 技能や技術の習得と並行して、森林管理経営に必要な知識の習得が図られるよう、研修指導内容の充実に向けた必要な措置を講ずる。	改定・農水イ(イ) b	措置済		

(ウ) 森林組合

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
森林組合と 林業事業体 のイコール フッティン グの確保 (農林水産省)	a 都道府県等が実施する森林災害復旧事業や林業公社の実施する森林整備事業(造林関係)に係る森林組合の随意契約については、見直しを含め、必要な措置を講ずる。	改定・農水イ(ウ)	措置済		
	b 国、都道府県問わず、事業の実施に際しては競争入札がなされるよう、取組を強化する。	重点・農水(2)ア			措置
	c 雇用労働者を有しておらず、かつ、施工管理能力がないと認められる森林組合については、公共事業の受託対象としないよう都道府県等に対する技術的助言を徹底する。	重点・農水(2)イ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(農林水産省)	a 森林組合は、小規模な組織が多数を占めることから、インターネットを活用した情報開示が進んでいない状況にある。 したがって、インターネットを活用した説明書類の掲載等について、自主的な開示を促進する。	改定・農水イ(ウ) a	措置済		
	b 森林組合経営の透明化の観点から、森林整備事業を中心に、員内、員外の利用別、受託林産の事業量、財務の状況などについて、組合員に対する一層の自主的な情報開示の促進に向け、必要な措置を講ずる。	改定・農水イ(ウ) b	措置済		
	c 森林組合経営の透明化の観点から、財務諸表に員内・員外の利用状況、事業ごとの資産の状況等の記載をするなど、自主的な情報開示を推進するよう取組が行われているが、今後、その取組の一層の推進・定着を図る。	重点・農水(2) ア			措置
員外利用の指導の徹底 (農林水産省)	員外利用の特例によって、組合員が求める民有林の施業が阻害されることなく、森林組合がその本旨に沿って組合員活動に重点を置いた業務運営を行うよう、員外利用の特例措置による事業の趣旨等について指導を徹底する。	重点・農水(2) イ			措置
金融事業(資金貸付事業)の指導の徹底 (農林水産省)	森林組合が、その本旨に沿って組合員活動に重点を置いた業務運営を行うよう、金融事業の趣旨、事業実施体制の在り方等について指導を徹底する。	重点・農水(2) ウ			措置
会計処理の適正化 (農林水産省)	指導業務賦課金は、組合員への指導事業の一環として、森林の経営指導、組合員の教育及び情報提供など広範囲に及ぶものとなっていることから、組合員の負担する賦課金が、どのような指導事業に使用されているか、より一層明確にし、賦課金徴収の適正化を図る。	重点・農水(2) エ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
森林組合のガバナンス(内部管理態勢)の強化(農林水産省)	森林組合においては、森林組合は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、ガバナンスの強化に取り組むべきであり、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。	改定・農水イ(ウ)	措置済		
内部監査等の一層の質の向上(農林水産省)	森林組合における今後の監査については、森林組合監査士及び監事の能力の向上に努める。	重点・農水(2)才			措置
常勤理事の兼職・兼業制限の適正化(農林水産省)	森林組合の常勤理事が、その本来の職務を十全に行なうことができるよう、兼職・兼業の制限については、今後も法令の遵守について更なる周知等を図る。	重点・農水(2)力			措置
森林組合の高度な施業の外注化(農林水産省)	森林組合の施業、特に、今後の生産性の向上や低コスト化に向けた鍵となる高性能林業機械と低コスト作業路を組み合わせた高度な施業については、施業の生産性の向上や低コスト化を促すため、地域の実情に応じて、林業事業体への外注化を促進する方策を検討し、結論を得る。	改定・農水イ(ウ)	措置済		

(工) その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
民間企業の行う品種開発に関する支援の推進(農林水産省)	品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進する。	改定・農水イ(工)		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
育林期間の短縮に向けた品種開発の促進(農林水産省)	<p>品種開発については、林業経営を安定化させるという観点から、特に、コスト削減に資する品種開発の促進に向けて、可能な限り短期間でその成果を得るべく、官民連携し取組を強化する。</p> <p>併せて、海外の品種開発機関と連携を図ることにより、我が国にとって参考となる、コスト削減に資する品種及び品種開発に関する情報の収集と提供を積極的に行う。</p>	重点・農水(2)ア			措置
独立行政法人森林総合研究所の民間開放の推進(農林水産省) 官業ウの再掲	<p>独立行政法人森林総合研究所では、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間との連携を深めているが、この連携や情報提供を一層進めることなどにより、独立行政法人が行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。</p> <p>したがって、現在、森林総合研究所が行う業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得る。</p>	改定・農水イ(工)		措置済	
制度融資及びその融資対象金融機関の周知徹底(農林水産省)	林業金融の円滑化に向け、金融機関、森林組合以外の林業事業体等へ、木材産業等高度化推進資金の内容等のより一層の周知をする。	重点・農水(2)ア			平成21年中措置
林業動産等を担保とした新たな資金調達手法の検討(農林水産省)	<p>林業金融の円滑化に向け、新たな担保評価方法に基づく資金調達等の検討を開始する。</p> <p>併せて、平成21年度中に検討状況を公表する。</p>	重点・農水(2)イ			措置
森林国営保険の経由機関の周知徹底(農林水産省)	ホームページの連絡先一覧表のページにも、市町村も経由機関として森林国営保険の申込が可能であることを記載し、森林組合以外の林業事業体に周知する。	重点・農水(2)ウ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
森林国営保険の保険内容の充実 (農林水産省)	<p>近年、自然災害リスクに対応した金融市場が拡大・発展しており、自然災害におけるリスクヘッジ手段も多様化・高度化している。</p> <p>したがって、森林国営保険においては、リスクヘッジ手段としてこれらの活用を研究し、森林国営保険市場への民間参入及び民間への保険リスクの移転の可能性も含めて、その採用によりどのような保険内容の充実が可能となるかなどを、検討する。</p> <p>併せて、その内容を公表する。</p>	重点・農水(2)工			措置
木材利用の促進 (環境省)	<p>「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)において、「「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針の判断基準における紙類の見直しに際しては、古紙の利用促進を維持しながら、WTO政府調達協定との整合性に配慮しつつ、森林の有する多面的機能を維持し、森林資源を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林から生産された原料を「環境に配慮された原料」とし、一定の割合を置き換え措置として導入すべきである。」とされ、当該具体的措置について政府として最大限に尊重することとされたところである。</p> <p>しかしながら、本件については今年1月に製紙メーカー各社による再生紙偽装問題が生じ、公称古紙配合率そのものについての信頼性が失われ、この検討に当たっての前提が崩れている状況にある。再生紙の利用促進についてはかかる問題の全容解明と製紙業界の信頼の回復が何よりも大切であり、これら全体を推進する中で総合的に検討し、結論を得る。</p>	改定・農水イ(工)	平成20年中措置		

ウ 水産業

(ア) 資源管理

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
水産資源の保存・管理に関する諸外国の事例調査 (農林水産省)	<p>海外の漁業国においては、国連海洋法条約の批准・発効を契機に、水産資源が国又は国民の公共的な資産であることを法律や行政文書で謳い、科学的根拠に基づく資源管理により漁獲を適切に行うことで、減少した資源の回復に努めている国が存在している。</p> <p>我が国も、同条約を水産基本法(平成13年法律第89号)第2条で引用しつつ、それを踏まえて水産資源の適切な保存・管理を行うべき旨を規定し、国民全体に水産資源が供給されるように国及び都道府県が適切な保存・管理に努めているところである。今後とも我が国の水産資源が国民にとってそのような公共性のあることを認識しつつ、適切な保存・管理が行われることに資するよう、海外の漁業国の事例について、情報収集を引き続き行い、その結果を公表する。</p>	重点・農水(3) ア			平成21年中措置
水産資源の増加に向けた政策目標の一層の明確化 (農林水産省)	<p>資源評価の実施後、新規加入群の状況等について新たな情報が得られ、それにより資源量推定の再考が必要と判断される場合においては、速やかに資源の再評価・ABCの再算定を行うよう取り組むこととされているところであるが、資源の再評価・ABCの再算定について、ルールが存在していないことから、そのルール化を行う。</p> <p>併せて、中期的管理方針については、水産資源を持続可能な水準に維持又は回復させるため、対象資源に係る管理目標、手法などを明確にする。</p>	重点・農水(3) イ			平成21年中措置
資源管理に係る公的な独立機関の事例調査 (農林水産省)	<p>海外の漁業国の中には、資源量調査、資源評価、ABCの算定や勧告、漁獲量の監視や集計などの業務を第三者機関が行っているものがある。</p> <p>したがって、我が国の現行の資源管理に資するために、海外の漁業国の事例調査を進め、公表する。</p>	重点・農水(3) ウ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
資源量調査及び資源評価における漁業者等の参画とプロセスのオープン化 (農林水産省)	漁業者の資源評価についての理解を深めるためにも、今後の資源量調査及び資源評価の一連のプロセスにおいて、科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるよう、経験豊富な漁業関係者の意見を取り入れる取組等を更に進める。 併せて、広く国民にプロセスをオープンにするため、公開の場での説明や意見交換を行うための体制も整備する。	重点・農水(3)ア			平成21年中措置
A B C の決定における漁業者等の参画及びプロセスのオープン化 (農林水産省)	漁業関係者の資源評価についての理解を深めるためにも、今後のA B C決定の一連のプロセスにおいて、科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるよう、経験豊富な漁業関係者の意見を取り入れる取組等を更に進める。 併せて、広く国民にプロセスをオープンにするため、公開の場での説明や意見交換を行うための体制も整備する。	重点・農水(3)イ			平成21年中措置
資源評価及びA B C算定における第三者が参加した評価の実施 (農林水産省)	A B Cの算定等については、現時点では新たに発生する資源量の把握が難しいことから、ある程度の不確実性が伴うのも事実である。 このため、その不確実性を最小限のものとすべく、調査方法・評価方法の改善を進めるとともに、調査計画や資源・漁獲の状況について漁業関係者から意見・情報を聴取し、今後とも資源評価の精度向上を推進する。 また、資源評価及びA B Cの算定における確実性を向上させ、科学的根拠による資源管理の厳正化と資源評価の客観性及び学術的妥当性の確保を図るべく、個人情報の保護に配慮したルールに基づく算定の基礎データのオープン化とともに第三者が参加した評価を実施するに当たっての予算、外国人科学者の必要性等について、検討を行い公表する。	重点・農水(3)ウ			平成21年中措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
TAC 設定の見直し (農林水産省)	a 科学的根拠の尊重による資源管理を徹底し、水産資源の維持、回復を図るため、TAC 設定が生物学的に計算される漁獲許容水準を可能な限り超えることがないよう、TAC 設定の厳正化を図る。 併せて、TAC 設定の数量的根拠を公表し、TAC 数量の決定プロセスの一層の透明化を図る。	改定・農水ウ(ア)	措置済		
	b TAC の設定に際しては、ABC を可能な限り超えることのないようにする。	重点・農水(3)ア		平成21年中措置	
	c TAC の設定プロセスにおいて、漁業者、加工流通業者などの関係者の参加の下、公開で広く国民に開かれた場でTAC 案の検討を行う体制を整備する。	重点・農水(3)イ		平成21年中措置	
TAC(漁獲可能量)設定 魚種の拡大 (農林水産省)	a 水産資源の持続的な利用を実現するため、TAC 設定がなされていない31 魚種やそれ以外の魚種も含めて、資源が悪化している魚種など魚種による適性等を見つつ、TAC 対象魚種の拡大の検討を行う。 併せて、平成20年中に検討状況の中間報告を公表する。	改定・農水ウ(ア)	措置済		
	b 水産資源の維持・回復に資するため、現在のTAC 対象魚種に次いで採捕・消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種であるカタクチイワシ、ホッケ、ブリ、マダラを含め、今後とも科学的知見の集積に努めるとともに、資源の特性等を踏まえつつ、TAC 対象魚種の追加については継続的に検討を行い、検討結果を公表する。	重点・農水(3)ア		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
サバ類(マサバとゴマサバのことについて)におけるTAC管理の見直し(農林水産省)	マサバとゴマサバについて、的確な資源管理措置の実施のため、今後、マサバとゴマサバの水揚量に係る入手可能なデータの活用について検討し、結論を得る。	重点・農水(3)イ			平成21年中措置
TAC(漁獲可能量)の厳守に向けた合理的操業モデルの樹立(農林水産省)	漁業者が毎年の各魚種のTAC数量に対応し、これを有効に活用するための合理的操業モデルを作成し、提示することで、特定の魚種のTACを超過するような操業から、TACをうまく利用できる漁業形態に誘導を図る。	改定・農水ウ(ア)	措置済		
TACの厳守に向けたモニタリングの強化(農林水産省)	我が国においても、ITを活用し、配分枠の消化が進んだ場合には、漁獲量を把握する頻度を上げるなど漁獲量の早期把握に努めるとともに、報告の正確性を検証するため、必要な場合には、現地の水揚げ状況等の調査を行う。 併せて、水揚げ状況等の調査が行われた場合には、個人情報の守秘義務等に配慮しつつ、その調査結果を公表する。	重点・農水(3)ア			平成21年中措置
漁業管理制度の見直し(農林水産省)	a 現在、IQ方式については、我が国において、ミナミマグロ、日本海ベニズワイガニで実施されているが、今後、これら以外の魚種についても、資源管理法に基づくものを含め、IQ方式の導入を検討し、一定の結論を得る。 併せて、ITQ方式についても、そのメリット・デメリットや諸外国における導入事例、導入する場合の条件等について調査、研究、分析を行い、平成20年中に中間報告を行う。	改定・農水ウ(ア)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 我が国における資源の保存・管理は、基本的にIQ方式によらない形で管理が行われている。</p> <p>一方、現在、IQ方式は日本海ベニズワイガニ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業におけるミナミマグロにおいて実施されており、同方式については、より厳格な漁獲量管理と、操業の経済性や市場への影響等の考慮が必要である一方で、適切な管理が可能であること、関係漁業者の参加の意志表示があることなどが制度を実行するに当たり重要となっている。</p> <p>したがって、これらを踏まえ、厳格な漁獲量管理が必要な資源や時期に実施するなど、漁業実態に応じたIQ方式の活用について具体的な問題を検討し、その結果を公表する。</p>	重点・農水(3)ア			平成21年中措置
	<p>c 現在、既にIQ方式を実施しているのは、日本海ベニズワイガニ漁業や遠洋かつお・まぐろ漁業におけるミナミマグロであるが、これらについて、同一漁業種類内での割当量の移動を認めることができるか否か、妥当であるとすればどのような方法があるのか、関係漁業者の了解が得られるのかなどについて検討し、結論を得る。</p> <p>また、引き続き、諸外国における導入事例等について調査、研究、分析を行い、最終報告をする。</p>	重点・農水(3)イ		平成21年中措置	

(イ) 漁業権等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁業権漁業における優先順位に関する実態調査の実施 (農林水産省)	a 定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成20年9月から平成21年4月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施する。	改定・農水ウ(イ)		一部措置済	
	b さらに、その実態調査について、平成21年度に実態調査結果を公表する。				第一四半期中措置
	c 漁業権の免許について優先順位が設けられていることが、参入を阻害しているとの見方が存在することから、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」において、「定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成20年9月から平成21年4月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施する。【平成20年度調査開始】更に、その実態調査について、平成21年度に実態調査結果を公表する。【平成21年度第一四半期中措置】」とされている。 このことを受けて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施しているところであるが、この調査を進め、その結果を公表する。	重点・農水(3)ア			平成21年中措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁業権の免許設定プロセスの運用状況の改善 (農林水産省)	<p>現在の漁業権の免許設定までのプロセスは、漁業関係者の要望及び漁場条件の調査、漁場計画(案)の作成、海区漁業調整委員会への諮詢、公聴会の開催、海区漁業調整委員会の答申、漁場計画の公示、という免許の内容等の事前決定を経て、免許手続が行われている。</p> <p>このプロセスでは、既存の漁民のみならず新規に漁業を営もうとする者を含め要望を調査し、漁場計画(案)が作成されてきているが、今後とも、適正かつ合理的な漁場計画(案)となるよう、新規参入者を含む漁業関係者の要望の調査をより徹底して行う。</p>	改定・農水ウ(イ)	措置済		
漁業調整委員会における審議の厳格性の確保 (農林水産省)	今後、平成20年9月から平成21年4月にかけて、特定区画漁業権等について、都道府県知事による免許の切替が行われることとなっているが、この免許の切替に当たっては、厳格な審査が行われるよう必要な措置を講ずる。	改定・農水ウ(イ)	措置済		
漁業情報のオープン化 (農林水産省)	<p>a 新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、養殖業について、誰でもアクセスが可能な利用に関するデータベースを構築し、漁業権の行使状況のオープン化を図る。</p> <p>さらに、定置漁業についても、インターネット等を活用したオープン化を図る。</p>	改定・農水ウ(イ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 養殖業に関する情報のオープン化について、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において「新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、養殖業について、誰でもアクセスが可能な利用に関するデータベースを構築し、漁業権の行使状況のオープン化を図る。【平成20年中措置】」とされている。</p> <p>したがって、これを更に有効なものとすべく、利用に関する行使状況のみならず、養殖漁場の年間の水温変化、潮流、波浪など実際に養殖漁場としての適性を判断するための基礎的情報を含めてデータベース化し、誰でも利用できるように確実にオープン化し、国民へ周知する。</p>	重点・農水（3）ア		措置済	
	<p>c 定置漁業に関する情報のオープン化について、水産庁は「都道府県知事に対して、漁場の位置等を記した図をインターネットで公開するなどの情報のオープン化について検討することが望ましいとの技術的助言を行ったところ」である。</p> <p>兵庫県や福井県では、既に漁場の位置をホームページで公表するなどしてあり、このような取組が拡大すれば、更なる利便性の向上が期待される。</p> <p>したがって、水産庁においても、国民への周知のための取組を行う。</p>	重点・農水（3）イ		措置済	
	<p>d 許可漁業について、水産庁は、大臣許可漁業の許可情報はオープン化の準備を進めているものの、知事許可漁業については、「大臣許可漁業の準備状況等についての情報を知事に提供していく予定である」として、準備状況の情報提供に止まっている。</p> <p>したがって、許可漁業に関する情報のオープン化が更に促進されるよう、水産庁においても国民への周知などのための取組を行うべきである。</p>	重点・農水（3）ウ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁船漁業における許可隻数の決定プロセスの透明性の確保 (農林水産省)	大臣許可漁業及び知事許可漁業とともに、新規参入希望者を含めたより多くの関係者の意見を聴取した上で許可隻数を決定する。 併せて、関係者の意見を聴取した場合には、議事録を作成・公開することとし、決定プロセスの透明性を確保する。	改定・農水ウ(イ)	措置済		
許可船舶の使用権の行使状況のオープン化 (農林水産省)	新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、個人情報保護に配慮しながら、大臣許可漁業、知事許可漁業について、インターネット等を活用した許可船舶の使用権の行使状況のオープン化を図る。	改定・農水ウ(イ)	措置済		
経営対策・担い手対策全般の見直し (農林水産省)	a 現在講じている経営対策・担い手対策、また、今後講じる経営対策・担い手対策については、その政策目的が達成されているかのみならず、漁業経営の収益性の向上にどれほど寄与しているかについて検証できるよう手法を検討し、結論を得る。	重点・農水(3)ア(ア)			措置
	b 我が国漁業の生産構造の脆弱化に対応し、競争力のある経営体を育成・確保するとともに、活力ある水産業の生産構造を確立する観点から、計画を着実に進めるよう取組を強化する。 併せて、経営の効率化に向けたインセンティブが働くような支援策を講じることによって、意欲の高い漁業経営体への施策を集中する。	重点・農水(3)ア(イ)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁業経営の再生に向けた取組強化 (農林水産省)	<p>支援を講じる場合にはその効果が限定的となるないように、地域や業種ごとの環境にも配慮して、減船や休漁、雇用支援などを具体的に促進するとともに、地域や業種単位での法人化や経営の統合化を進めるなど、早急に漁業経営の再生への取組を強化する。</p> <p>併せて、地域や業種単位での法人化や経営の統合化を進める際には、独自に経営体質の強化を目指す漁業経営者がいる場合に、それを阻害することのないような措置を講じる。</p>	重点・農水(3)イ			措置
漁業経営の多様化に向けた支援の充実 (農林水産省)	新たな養殖技術の確立や有効なリスク対策を図るため、産学官連携を活用するなど、支援事業の充実化を図る。	重点・農水(3)ウ			措置
自営創業に対する支援の拡充 (農林水産省)	<p>a 漁業経営に意欲のある者や企業、異業種からの参入しようとする企業においては、他産業で求められる顧客の開拓に要する営業力や情報収集力は有していても、資源管理に関する情報、船舶など設備や技術に関する情報やノウハウ、市場に関する情報など漁業特有の情報は不足している状況にある。</p> <p>したがって、自営創業に向けた情報提供や自営創業が増加するような支援事業を行うことにより、新たな可能性を秘めた自由な漁業経営が活性化するよう、情報提供及び支援事業の充実化を図る。</p>	改定・農水ウ(イ)a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 現在、新規就業者の増加に向け、沿岸漁業改善資金制度において、青年漁業者等が漁業経営を開始するのに必要な資金の無利子融資を都道府県が行っている。また、漁協系統資金である漁業近代化資金においては、漁業者を対象に漁船などの設備資金の貸付を行っている。</p> <p>しかしながら、これら融資制度は、漁業従事経験のない新規参入者に対する支援融資が可能であるが、必ずしも制度に対する利用者の理解が十分ではない。</p> <p>このため、融資制度について、関係機関を通じて利用者への周知を一層促進する。</p>	改定・農水ウ(イ)b	措置済		
漁業権の保護に係る解釈の周知徹底 (農林水産省)	漁業権の保護に係る解釈については、改めて漁業者や漁協に止まらず、広く国民に周知徹底する。	重点・農水(3)ア		平成21年中措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁船の安全検査の見直し (国土交通省)	<p>漁船の検査については、船舶安全法等において、定期検査及び中間検査を行うこととされている。</p> <p>これについて、国土交通省は、平成20年1月に、極めて厳しい状況にある水産経営のコスト負担が軽減できるよう試験的ではあるが、安全担保等の条件付きで、一部の漁船を対象に中間検査でのエンジンなど機関解放を省略できる漁船の機関検査合理化制度を実施した。</p> <p>しかしながら、今回の措置ではマグロはえなわ漁船や大型のまき網漁船は適用条件から対象外とされたことから、漁業経営者より各漁業種類の操業実態に合わせた適用船舶の条件や検査の実施方法を見直し、対象漁船の拡大を求める指摘がなされている。</p> <p>したがって、当該漁船機関検査合理化制度の運用状況や安全面の検証を行った上で同制度の適用対象等の見直しを検討していくこととし、当該年度中に行われた検討状況について、関係業界に周知する。</p>	重点・農水(3)ア			措置
知的財産や漁業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討 (農林水産省)	<p>漁業金融の円滑化に向けては、養殖業などで期待される漁業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。他産業においては、知的財産や動産を担保とした新たな融資手法の普及に向け、独特的のリスクを有する担保や債権について、評価方法や管理办法の検討が官民一体となって検討されている状況にある。</p> <p>したがって、漁業金融の円滑化に向け、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等の検討を開始する。</p> <p>併せて、平成20年中に検討内容等を公表する。</p>	改定・農水ウ(イ)	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小漁業融資保証保険制度の対象金融機関の拡大 (農林水産省)	a 現在、中小漁業融資保証保険制度においては、漁協以外にも銀行、信用金庫等が対象金融機関となっているが、信用組合は対象金融機関となっていない。これを改め、信用組合も中小漁業融資保証保険制度の利用対象金融機関とする方向で見直す。	改定・農水ウ(イ) a	措置済		
	b 地域金融機関等においては、漁業分野への参入意欲はあるものの、依然としてノウハウが不足していることもあり、漁協以外の民間金融機関の中小漁業融資保証保険制度の利用が進んでいない状況にある。これは、中小漁業融資保証保険制度の情報提供不足や、中小漁業融資保証保険制度が漁協系統機関専用の信用保証保険制度であるという誤解によるところも少なくないものと考えられる。 したがって、中小漁業融資保証保険制度について、漁協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。	改定・農水ウ(イ) b	措置済		
制度融資への一般融資機関の参入促進 (農林水産省)	漁業経営体に対する円滑な融資を促進する観点から、漁業近代化資金については、借り手側である漁業者を始めとする関係者のニーズや一般金融機関の参入の意向について把握し、その内容を公表するなどの必要な措置を講じる。	重点・農水(3) ア		措置	

(ウ) 漁協

事項名	措置内容	改定計画等と の関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
組合員資格 審査の厳正 化 (農林水産省)	<p>a 漁協は正組合員が 20 人未満になると解散することとなっている。また、正組合員資格は、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて 90 日から 120 日までの間で定款で定める日数を超える漁民、とされている。しかしながら、組合員の中には従事日数を満たしていない者がみられ、本来であれば解散すべき漁協が存続しているとの指摘がある。</p> <p>したがって、改めて全ての漁協について組合員資格の検証を行う。</p>	改定・農 水ウ(ウ)	措置済		
	<p>b 組合員の中には従事日数を満たしていない者がみられ、本来であれば解散すべき漁協が存続しているとの指摘があったことから、「規制改革推進のための 3 か年計画(改定)」において、「改めてすべての漁協について組合員資格の検証を行う。【平成 20 年中措置】」とされ、組合員資格の検証を求める措置が講じられた。</p> <p>これを受けて水産庁において、組合員資格の適正な審査が行われるよう、平成 20 年 4 月 1 日付で漁協の模範定款例を改正し、組合員資格審査規程例を制定したところである。さらに、当該組合員資格審査規程例に基づき、組合員資格審査委員会を設け、適正な組合員資格審査が行われるよう都道府県を通じ、指導が行われたところである。</p> <p>今後、水産庁においては必要に応じて、組合員資格審査委員会の実施状況を把握し、適正な資格審査が行われていない漁協については、その改善のために必要な措置を講ずる。</p>	重点・農 水(3) ア(ア)		平成 22 年度措 置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁協の解散時における漁業者の操業の確保 (農林水産省)	<p>漁業法(昭和24年法律第267号)第26条において、漁業権は相続又は法人の合併もしくは分割による場合を除き、移転の目的となることができないとされている。</p> <p>しかしながら、漁協の解散時においては、他の漁協の組合員となることを選択する者もいれば、漁協に属さず、自営による漁業の継続を希望する者もいる可能性が考えられる。</p> <p>したがって、自営による漁業経営の選択肢を排除することのないよう、必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水ウ(ウ)	措置済		
漁協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善 (農林水産省)	<p>a 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第58条の3において、信用事業又は共済事業を行う組合は、事業年度毎に業務及び財産の状況に関する説明書類(以下「説明書類」という。)を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。</p> <p>しかし、説明書類に記載すべき事項は、漁業協同組合の信用事業に関する命令第48条において規定されているが、具体的な様式は定められていない。</p> <p>したがって、他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、一層の比較可能性を高めるよう説明書類の雰形を作成し、周知するなど、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 漁協は、小規模な組織が多数を占めることから、インターネットを活用した情報開示が進んでいない状況にあることから、組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、他の金融機関におけるホームページ上の説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等について、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的な開示が促進されるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 事業部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示について、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。</p>	改定・農水ウ(ウ) a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d 漁協は様々な事業を行っているため、貸借対照表・損益計算書は事業区分を行い、各事業の財産・損益の状況を示しているが、漁協経営の透明化、貯金者・共済契約者保護などの観点から、部門別の資産の情報、部門別収益の詳細をより把握できるよう、自主的な情報開示の促進に向け、必要な措置を講ずる。	改定・農水ウ(ウ)d	措置済		
信用事業を行う漁協における情報開示の強化及び信用事業を対象とした金融庁検査の実施 (農林水産省)	a 事業別の情報開示の徹底 現在、漁協に関する経営情報については、損益計算書に関して事業別(部門別)の損益情報が総会に報告されており、貸借対照表についても事業に直接関わる資産・負債が区分されているが、固定資産等が共通の資産として計上されており区分されていない。 また、組合員が漁協の事業全般・経営全般に関する情報を適切に判断するためには、事業別の損益だけでなく財産状況の一層の開示が求められている。 したがって、信用事業を行う漁協については、事業別の資産の状況の開示を一層進めるとともに、情報開示の取組が各漁協において定着していくよう周知・徹底する。	重点・農水(3)ウ(ア)		平成21年中措置	
	b 貯金者保護に向けた情報開示の充実 漁協について自己資本比率を計算する場合は、信用事業だけでなく、組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して算出することとされている。 したがって、貯金者においては、銀行等と同様に信用事業のみを対象とした自己資本比率が算出されると誤解している場合もあると考えられることから、当該算出方法で自己資本比率を計算していることについて、自主的な情報提供を促す。	重点・農水(3)ウ(イ)		平成21年中措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(農林水産省・金融庁)	c 金融庁検査の実施 都道府県知事が金融庁検査を要請する枠組みについて、農林水産省と金融庁が連携して、当該枠組みを機能させその実効性を高める運用面の方策について検討し、結論を得る。	重点・農水(3) ウ(ウ)			平成21年中措置
経営改革の透明化 (農林水産省)	a 経営改革が必要とされる漁協については、一定の期限を区切り数値目標等を漁協側に設定させるとともに、その成果を所管行政庁が責任を持ってフォローアップする。	改定・農水ウ(ウ)	措置済		
	b 漁協の経営改革については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」において、「経営改革が必要とされる漁協については、一定の期限を区切り数値目標等を漁協側に設定させるとともに、その成果を所管行政庁が責任を持ってフォローアップする。【平成20年中措置】」とされた。 これを受け、水産庁では、漁協経営の改善の方向やそのための工程表を水産基本計画において公表しており、経営改革が必要な漁協については、引き続き、全漁連等の漁協系統機関や都道府県と協力して、経営改善計画の策定及びその進捗管理を行うこととしている。 しかしながら、現在、業界団体や都道府県が中心となって進めている漁協改革計画においては、合併などの組織再編を進めるだけでなく、欠損金の解消に向けた策を講じることとしており、その原資の中には国民負担を伴うものもある。 したがって、漁協の経営改善計画及びその進捗状況について、組合員や組合の債権者に對して、定期的な提供を促すよう措置する。	重点・農水(3) ア(イ)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
漁協のガバナンス(内部管理態勢)の強化(農林水産省)	漁協においては、漁協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、ガバナンスの強化に取り組むべきであり、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。	改定・農水ウ(ウ)	措置済		
不公正取引の未然防止(農林水産省)	漁協の購買事業、販売事業等に対して、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通を未然に防止するため、水産庁において必要な指導等の措置を講じる。	重点・農水(3)イ			措置
員外利用規制の徹底(農林水産省)	漁協の販売事業の員外利用については、資源条件の悪化等に起因する水揚げの低迷等に対処するための水産物をその場で直接売買する施設で組合員の漁獲物をより付加価値をつけて販売することを目的として、当該施設における季節的な品揃え等多様な消費者ニーズに適切に応じていけるよう、員外利用の分量制限が組合員の利用分量の2倍までとされている。しかしながら、水産物以外の特産品が地域のニーズを吸収することは否定しないが、員外利用を促進するものではない。 したがって、販売事業の員外利用分量について、当該員外利用制限の趣旨に添った運用が図られるよう指導等を徹底する。	重点・農水(3)エ			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
会計処理の適正化 (農林水産省)	<p>漁協の会計処理については、組合員である漁業者より不明確であるとの指摘がある。</p> <p>例えば、指導事業賦課金については、多くの漁協において収益環境が厳しい中、漁協経営の継続のために、定款に基づき、総会又は総代会の議を経て、組合員から指導事業に要する経費の負担分として、指導事業賦課金を徴収しており、これを指導事業の収益として計上している。</p> <p>しかしながら、漁協の指導事業は、教育情報指導、生活改善指導、遭難対策（遭難救助、漁海況情報の提供等）、密漁防止対策など広範囲に及ぶものとなっている。</p> <p>したがって、これらの事業に要する経費として指導事業賦課金の徴収が行われているところであるが、組合員の負担する賦課金が、どのような指導事業に使用されているか、より一層明確にし、賦課金徴収の適正化を図るよう必要な措置を講ずる。</p> <p>併せて、事業赤字を事業外収益により賄っている漁協が多いが、当該事業外収益の中で雑収益が大きく、その雑収益の内容が明確となっていないことから、組合員に漁協の経営改善の必要性の自覚を促すためにも、その雑収益の内容については、例えば、重要性の観点から額の大きいものについて雑収益の科目を細分し、適切な名称を付して記載するなど、より一層細分化して明確にするよう、必要な措置を講じる。</p>	重点・農水(3)才			措置
公認会計士を活用した連合会の監査及び連合会の指導の充実・強化 (農林水産省)	漁協における今後の指導及び監査について、漁協の経営改善のための指導体制や、公認会計士の活用など第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実・強化を図る。	重点・農水(3)力			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤理事の兼職・兼業の適正化 (農林水産省)	漁協の常勤理事に対する兼職・兼業の認可等に当たっては、その責任ある業務執行体制を確保し、常勤理事の職務専念等の確保が図られるよう必要な指導等の措置を講ずる。	重点・農水(3)キ			措置
独禁法適用除外について (公正取引委員会)	漁協について所要の調査を行い、取引実態等の把握を開始する。	重点・農水(4)ア			措置